

医薬品の調達（単価契約）に係る入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和8年8月31日（月）

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立小児医療センター
病院長 岡 明

記

1 調達内容

(1) 調達案件名称及び数量

令和8年度下期医薬品の単価契約

（入札案件番号：800346113027）

(2) 調達案件の仕様

医薬品125品目（別紙 令和8年度下期医薬品入札明細表のとおり）

(3) 契約期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター 1階薬剤部

(5) 入札方法

本件入札は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱に基づき行う。落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（単価契約の場合は、見積もった契約希望単価に購入予定数量を乗じて得た額）の110分の100に相当する金額を算出し、その合計金額（整数）を入札書（様式第4号）に記載すること。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当しない者であること。

(2) 令和7・8年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団

排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札公告及び仕様書等に関する質問及び回答

入札公告及び仕様書等に関する質問及び回答は、以下のとおり行う。

なお、仕様書や各種様式は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<https://www.saitama-pho.jp/>）からダウンロードすること。

(1) 受付期限

令和8年9月3日（木）正午まで

(2) 提出方法

質問は、質問票（様式第1号）を作成（Wordファイル）し、電子メールにより提出するものとし、送信後に必ず電話で着信確認を行うこと。ただし、電子メールが利用できない場合は、事前に連絡の上、持参又はファクシミリで提出する。

なお、質問及び回答は一般に公開するので、質問者を類推できるような情報は質問内容に記載しないこと。

(3) 提出先

後記14の場所

(4) 回答の方法

質問に対する回答は、質問票の提出方法で質問者に回答する他、病院機構のホームページにも掲載する。

(5) 回答日時

令和8年9月4日（金）午後5時まで

4 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年9月9日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。（なお、申請書への代表者印の押印は省略できるものとする）

(3) 提出先

後記14の場所

(4) 結果の通知

病院長は、入札参加資格の有無について審査し、**令和8年9月14日（月）午後5時までに**、競争入札参加資格等確認通知書（以下「確認通知書」という。）を電子メール又はファクシミリで通知する。なお、参加資格が「なし」の場合は、確認通知書にその理由を付するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

別紙「入札保証金・契約保証金 について」のとおり

6 入札書の提出

入札参加資格を有すると認められた場合は、以下のとおり入札書（様式第4号）及び「令和8年度下期医薬品入札明細表」（以下「入札明細表」という。）を提出する。

(1) 入札書提出期日

入札書及び入札明細表（以下「入札書等」という。）は、入札参加資格の確認を得た日から**令和8年9月17日（木）午後2時まで（必着）**に提出する。

(2) 入札書等の提出先

後記14の場所

(3) 入札書等の提出方法

【別紙】「入札書の提出方法について」のとおりに

ただし、次項に示す入札（見積）委任状（様式第5号）は、入札書等の封筒には同封しないこと。

(4) 代理人が入札する場合

上記2(2)の入札参加資格者名簿に登載された代表者（契約者）から入札に関する一切の権限を委任された者が入札する場合は、代表者（契約者）と受任者の双方が押印した入札（見積）委任状（様式第5号）（以下「委任状」という。）を提出すること。

提出に当たっては、委任状と入札書等を分けて提出するものとし、委任状と入札書等を合わせて郵送する場合は、郵送用の封筒に委任状と前項で作成した入札書等の入った封筒を同封し、委任状と入札書等の封筒が同梱されている旨を朱書きすること。

なお、入札書等は、代表者（契約者）と受任者を併記し、受任者のみ押印する。開札においては、委任状と入札書等の印影を照合することにより入札書等の有効性を確認するので、入札書等の代理人印は必ず委任状の受任者印と同一のものをを用いること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札
- (4) 入札書と併せて入札見積金額内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札見積金額内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札
- (7) 入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 入札者の押印がない入札書による入札
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (10) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (12) 記入すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

- (13) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (14) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (15) 複数の入札書を提出した者がした入札又は複数の者の代理をした者がした入札
- (16) 前各号に定めるもののほか、この公告に示す事項に反した者がした入札

8 開札日時

令和8年9月17日（木）午後2時

なお、開札の立会は不要とする。

9 落札者の決定等

本入札は、1品目ごとに落札者を決定するものである。

落札者は、各品目予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。契約に際しては、「令和8年度下期医薬品入札明細表」の各品目の見積単価を契約金額とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

10 再度入札

再度入札は実施しない。入札者がいない品目については直ちに随意契約の方法により契約相手方を決定する。

11 契約について

(1) 契約書について

別添「単価契約書（案）」により、契約を締結する。契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(2) 埼玉県立小児医療センター病院長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

12 現場説明会

現場説明会は開催しない。

13 その他

(1) 天災等が原因で入札・開札事務の処理ができない場合は、入札・開札の延期措置を講ずるものとする。なお、入札・開札の延期措置を講ずる場合は、電話や電子メール等その時に可能な方法で、必要な事項を連絡する。

(2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 本件調達に関して提出された書類は返却しない。また、法人は提出された書類を当該調達案件以外に使用しない。

(4) 入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (5) 妨害、不正行為、被認定者との連合、その他入札を公正に執行することができない事由が生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し又は入札を取りやめることがある。この場合は、電話や電子メール等により、必要な事項を連絡するものとする。

14 この公告に関する問合せ先

〒330-8777

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

埼玉県立小児医療センター

用度担当 岩田

電子メール：sc.yodo@saitama-pho.jp

電話：048-601-2200（代）

FAX：048-601-2201

【入札執行スケジュール】

項 目	日 程
入札公告日	令和８年８月31日（月）
質問票提出期間	入札公告日から 令和８年９月３日（木）正午まで
（質問票に対する回答期限）	令和８年９月４日（金）午後５時まで
入札参加資格確認申請期間	入札公告日から 令和８年９月９日（水）午後５時まで
（上記申請の結果通知期限）	令和８年９月14日（月）午後５時まで
入札書提出期間	入札参加資格の確認を得た日から 令和８年９月17日（木）午後２時まで
開札日時	令和８年９月17日（木）午後２時

- ※１ 現場説明会は開催しません。
- ※２ 開札における立会は不要とします。
- ※３ 落札対象となる同額の入札書があった場合は、該当事業者の「くじ番号」を用いて「電子くじ」により落札者を決定します。
- ※４ 再度入札は行いません。
- ※５ 落札者は、速やかに契約保証金の納付又は契約保証金免除の書類を提出してください。

入札保証金・契約保証金について

1 入札保証金について

入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、後記(6)により入札保証金を免除される場合を除いては、指定する期限までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）に納付しなければならない。

(1) 入札保証金等の額

入札保証金等の額は、見積もった契約希望金額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。なお、開札執行において、入札額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5の額が入札保証金の額に満たない場合は、その入札書を無効とする。

（有効要件 $\text{入札額} \times 110\% \times 5\% \leq \text{入札保証金額}$ ）

(2) 入札保証金の納付

入札参加者等が、入札保証金を納付する場合には、次の方法により納付する。

病院機構が発行する納付書兼領収書（3枚綴り）により、入札保証金相当額（前記(1)の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構取引金融機関に払い込むものとする。この場合には納付書兼領収書の写しを令和8年9月17日（木）午後2時まで以下に下記担当窓口（以下「担当窓口」という。）に提出すること。

担当窓口

郵便番号：〒330-8777

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

機関名：埼玉県立小児医療センター 用度担当 岩田

電話番号：048-601-2200（代）

(3) 入札保証金に代える担保の種類及び価値

前記(1)の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(4) 担保の提供

入札参加者等は、前記(3)に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、令和8年9月17日（木）午後2時まで以下に担当窓口の有価証券等の原本を

提出するものとする。なお、預かり時に病院機構から有価証券等と引換えに預り証を交付する。

(5) 入札終了後の入札保証金

ア 入札保証金の還付

契約の相手方が決定したときは、非落札者の入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を還付するものとし、非落札者は次のいずれかの方法により入札保証金等の還付を請求する。

(ア) 前記(2)の方法による場合には、入札（契約）保証金還付請求書（様式第6号）に納付書兼領収書の写しを添付し、提出する。

(イ) 前記(3)の入札保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した預り証に領収の旨を付記し、記名押印して提出する。

イ 落札者に係る入札保証金等は、落札者が納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

ウ 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約の締結をしないときは、法人に帰属する。

(6) 入札保証金の免除

地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「事務取扱規程」という。）第6条の規定に基づき、入札保証金の納付の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて令和8年9月9日（水）午後5時までに担当窓口まで持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。（なお、申請書への代表者印の押印は省略できるものとする）

ア 保険会社との間に病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、保険証書（原本）を提出する。

イ 銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした場合は、予約を証する書類を提出する。

ウ 事務取扱規程第3条に規定する入札参加資格を有する者で、種類及び規模をほぼ同じくする契約を、当該年度を含めて過去5年度以内に2回以上すべて誠実に履行した実績を有する場合は、契約の履行について（様式第8号）に次の2点を添えて提出する。

① 契約書のコピー

② 履行を証する書類【契約の相手方が発行した契約履行証明書（コピー可）、契約の相手方が作成した完了検査調書のコピー、振込金額や相手方が記された部分の通帳のコピー、等】

【補足】

(ア) ①は、種類及び規模をほぼ同じくする契約であること。なお、契約の相手方は、国及び地方公共団体の他、国立大学法人、地方独立行政法人、日本赤十字社及びその他の法人が運営する医療機関を対象とする。

(イ) 契約の相手方が埼玉県立小児医療センター病院長の場合は②を省略することができる。

(ウ) 「誠実に履行した実績」とは、相手方の履行検査に合格した契約であり、契約期間中のものはこれに該当しない。ただし、長期継続契約で契約期間中の場合は、前年度までの契約履行実績を有効とする。また、同一契約で複数年度の履行実績がある場合は、年度単位に1件として差し

支えないものとする。

2 契約保証金について

契約の相手方は、後記(4)により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、病院機構に納付しなければならない。

(1) 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。

（有効要件 入札額×110%×10%≦契約保証金額）

(2) 契約保証金に代える担保の種類及び価値

前記(1)の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(3) 契約完了後の契約保証金

ア 病院機構は、契約の相手方が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき又はその他これを返還する事由が生じたときは、契約の相手方に対して次のいずれかの方法により契約保証金等を還付する。

(ア) 病院機構が発行する納付書兼領収書（3枚綴り）により納付した場合には、納付書兼領収書の写しを添付した入札（契約）保証金還付請求書（様式第6号）の提出により契約保証金を還付する。

(イ) 契約保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した領収の旨を付記して記名押印された預り証の提出によりこれを還付する。

イ 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は病院機構に帰属する。

(4) 契約保証金の免除

契約保証金の納付の免除を希望する場合は、契約保証金免除申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて契約保証金の免除を申請する。

ア 保険会社との間に病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したときは、保険証書（原本）を提出する。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他病院機構が指定する金融機関と履行保証契約を締結したときは、保証契約書（原本）を提出する。

ウ 前号ア又はイ以外で契約保証金の納付の免除を希望する場合は、上記1

(6) ウの規定を準用するものとし、契約保証金免除申請書（様式第 7 号）及び契約の履行について（様式第 8 号）に必要な書類を添えて、落札後、速やかに担当窓口を持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。（なお、申請書への代表者印の押印は省略できるものとする）

なお、契約書のコピー及び履行を証する書類が、入札保証金免除の申請書類と同一であっても再度提出すること。